

令和6年4月総会

議 事 録

島 田 市 農 業 委 員 会

- 1 開催日時 令和6年4月15日(月)  
開会 13時30分 閉会 16時28分
- 2 開催場所 市役所 3階 大会議室西
- 3 出席委員 農業委員 19名
- |          |         |          |          |
|----------|---------|----------|----------|
| 1 池ヶ谷 明生 | 2 今村 晴喜 | 3 井村 浩幸  | 4 岩本 剛久  |
| 5 後藤 直   | 6 櫻井 和也 | 7 澤本 吉廣  | 8 柴田 重雄  |
| 9 柴野 佳代子 | 10 鈴木 聡 | 11 鈴木 芳信 | 12 仲山 和彦 |
| 13 原田 勝司 | 14 増本 努 | 15 森下 孝之 | 16 守谷 能精 |
| 17 八木 純子 | 18 森 孝雄 | 19 山下 忍  |          |
- 農地利用最適化推進委員 13名
- |          |         |          |          |
|----------|---------|----------|----------|
| 1 萩原 憲一  | 2 山田 静雄 | 3 柴田 忠志  | 4 成岡 義人  |
| 5 増田 幸雄  | 6 塚本 澄雄 | 7 石澤 宏俊  | 8 増田 尚士  |
| 9 杉本 芳樹  | 10 土屋 聡 | 11 平井 晃芳 | 13 小玉 吉孝 |
| 14 松下 宣良 |         |          |          |
- 4 欠席委員 1名 農地利用最適化推進委員 1名  
12 滝山 栄治
- 5 議事日程  
第1 議事録署名人の指名
- 日程、第2、報告 第1号 農地法第3条の3第1項の届出について  
第2号 農地法第18条第6項の通知について  
第3号 畑作転換の届出について  
第4号 農地転用の届出について
- 日程、第3、議案 第1号 農地法第3条(所有権移転)について  
第2号 許可後の事業計画変更について  
第3号 農地法第4条について  
第4号 農地法第5条について  
第5号 非農地証明願について  
第6号 農用地利用集積計画について  
第7号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 山本 敏幸  
係長 藺田 展之  
主査 大塚 早矢佳  
主事 石原 裕之  
会計年度任用職員 鈴木 斉

## 7 会議の概要

○議長（山下 忍） それでは、ただいまから令和6年島田市農業委員会4月総会を開催します。

総会の開催にあたり、委員の出席状況を報告いたします。農地利用最適化推進委員12番の滝山栄治委員から欠席の届出がありました。

本日の出席者は 農業委員19名、推進委員13名です。出席委員が定数に達しておりますので、これより本日の総会を議事日程により進めていきたいと思っております。

○議長（山下 忍） 本日の総会の議事日程につきまして、事務局から説明を求めます。

○事務局（菌田係長） （議事日程を朗読）

〔日程第1 議事録署名人の指名〕

○議長（山下 忍） それでは本日の議事録署名人を決めたいと思っております。私から指名させていただくことをご異議ございませんか。

○出席委員 （異議なし）

○議長（山下 忍） それでは、議事録署名人は、16番の守谷能精委員と17番の八木純子委員にお願いいたします。

次に会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の菌田係長を指名いたします。

〔日程第2 報告〕

○議長（山下 忍） それでは、報告第1号「農地法第3条の3第1項の届出」について、14件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第34号 農地法第3条の3第1項の届出について）

○事務局（菌田係長） まず1ページです。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の届出について  
下記のとおり農地の権利取得の届出があったので報告する。  
令和6年4月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍  
件数は、14件です。  
担当から説明します。

○事務局（大塚主査） 農地法第3条の3第1項の届出について説明します。

管理方法に記載してあります「荒廃農地」については適切な管理を、「転用許可済地」や「無断転用」については、速やかに登記地目の変更を行うよう指導します。また、あっせんの希望がある場合は調整を行います。

1番、届出人は野田の〇〇〇〇さん、所在地は野田の農地4筆で合計面積は2,465㎡、転用許可済地が1筆、荒廃農地（山林）3筆です。管理方法は全て自作2筆、荒廃農地1筆です。令和5年5月28日相続による権利取得であっせんの希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

2番、届出人は船木の〇〇〇〇さん、所在地は阪本、船木、南原の農地7筆で合計面積は5,240㎡、自作地が5筆、貸付地が2筆です。

令和5年6月15日相続による権利取得であっせんの希望があります。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

3番、届出人は阪本の〇〇〇〇さん、所在地は阪本の農地10筆で合計面積は4,992㎡、自作地が1筆、貸付地5筆、荒廃農地1筆、無断転用3筆です。

令和4年9月11日相続による権利取得であっせん希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

4番、届出人は神座の〇〇〇〇さん、所在地は神座の農地19筆で面積は8,397㎡、自作地が6筆、貸付地が10筆、荒廃農地が3筆です。

平成24年3月16日相続による権利取得であっせん希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

5番、届出人は神座の〇〇〇〇さん、所在地は神座と金谷泉町の農地26筆で合計面積は9,291㎡、自作地が20筆、貸付地が1筆、用悪水路が1筆、荒廃農地が4筆です。

令和2年11月19日相続による権利取得であっせん希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

6番、届出人は相賀の〇〇〇〇さん、所在地は相賀の農地12筆で合計面積は3,948㎡、貸付地が2筆、荒廃農地2筆、荒廃農地(山林)が6筆、無断転用が2筆です。

令和3年11月26日相続による権利取得であっせん希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

7番、届出人は稲荷三丁目の〇〇〇〇さん、所在地は稲荷二丁目と稲荷三丁目、伊太の農地14筆で合計面積は3,481㎡、自作地が8筆、荒廃農地(山林)が6筆です。

令和5年3月23日相続による権利取得であっせん希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

8番、届出人は岸町の〇〇〇〇さん、所在地は伊久美の農地13筆で合計面積は8,933㎡、自作地が8筆、荒廃農地(山林)が5筆です。

令和5年11月9日相続による権利取得であっせん希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

9番、届出人は神座の〇〇〇〇さん、所在地は身成の農地14筆で合計面積は2,672㎡、自作地が3筆、貸付地が10筆、無断転用が1筆です。

令和5年7月29日相続による権利取得であっせん希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

10番、届出人は東町の〇〇〇〇さん、所在地は川根町抜里の農地7筆で合計面積は1,704㎡、全て自作地です。

令和5年8月9日相続による権利取得であっせん希望があります。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

11番、届出人は東京都江東区の〇〇〇〇さん、所在地は高熊の農地2筆で合計面積は675㎡、2筆とも自作です。

令和5年12月24日相続による権利取得であっせん希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

12番、届出人は落合の〇〇〇〇さん、所在地は野田と落合、落合西、尾川、大草の農地23筆で合計面積は12,492㎡、自作地が3筆、貸付地が3筆、荒廃農地が17筆です。

令和6年1月9日相続による権利取得であっせん希望があります。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

13番、届出人は岸町の〇〇〇〇さん、所在地は岸町の農地1筆で面積は265㎡、自作地です。

令和6年2月2日相続による権利取得であっせん希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

14番、届出人は湯日の〇〇〇〇さん、所在地は湯日の農地14筆で合計面積は24,284㎡、自作が8筆、貸付地が6筆です。

令和5年3月27日相続による権利取得であっせん希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

農地法第3条の3第1項の届出につきましては以上になります。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、報告第1号 農地法第3条の3第1項の届出、14件につきましては、届出書の提出どおり報告いたします。

○議長（山下 忍） それでは、報告第2号 農地法第18条第6項の通知について、4件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第2号 農地法第18条第6項の通知について）

○事務局（藺田係長） 次は8ページになります。

報告第2号 農地法第18条第6項の通知について

下記のとおり賃貸借の合意解約の通知があったので報告する。

令和6年4月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、4件です。

担当から説明します。

○事務局（大塚主査） 9ページになります。

1番、賃貸人は道悦一丁目の〇〇〇〇さん、賃借人は道悦一丁目の〇〇〇〇さん、所在地は道悦一丁目の農地1筆919㎡で解約後の利用方法は自作、離作補償はありません。農地法に基づく貸借の解約です。

2番、賃貸人は東京都杉並区の〇〇〇〇さん、千葉県佐倉市の〇〇〇〇さん、藤枝市の〇〇〇〇さん、宮城県仙台市の〇〇〇〇さん、持ち分はそれぞれ4分の1となります。賃借人は高島町の〇〇〇〇さんです。所在地は高島町の農地1筆1226㎡の内366.10㎡で解約後の利用方法は自作、離作補償はありません。農地法に基づく貸借の解約です。

3番、賃貸人は中河の〇〇〇〇さん、賃借人は中河の被相続人〇〇〇〇さんの相続人代表の〇〇〇〇〇です。所在地は中河の農地2筆1,356㎡で解約後の利用方法は利用収益、離作補償はありません。農地法に基づく貸借の解約です。後程、上程しますが、農地法第3条の所有権移転のための解約になります。

10ページになります。

4番、賃貸人は湯日の〇〇〇〇さん、賃借人は湯日の〇〇〇〇農業協同組合、所在地は湯日の農地1筆336㎡、解約後の利用方法は利用収益、離作補償はありません。基盤法に基づく貸借の解約です。後程、上程しますが、農用地利用集積計画に基づく所有権移転のための解約になります。

農地法第18条第6項の通知につきましては以上になります。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、報告第2号 農地法第18条第6項の通知4件につきましては、届出書の提出どおり報告いたします。

○議長（山下 忍） それでは、報告第3号 畑作転換の届出について、1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第3号 畑作転換の届出について）

○事務局（菌田係長） 次は11ページです。

報告第3号 畑作転換の届出について

下記のとおり畑作転換の届出があったので報告する。

令和6年4月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、1件です。

担当から説明します。

○事務局（大塚主査） 12ページをご覧ください。

1番案件、届出人は吉田町の〇〇〇〇さん、所在地は島の田、現況田の農地1筆 面積は1,090㎡、普通畑（野菜）としての利用です。

理由としては、水田として耕作が困難になったため、畑として利用したいとのことです。

畑作転換のための盛土は、将来的な宅地への造成を懸念することから50cm程度を上限としております。盛土は10cmとのことなので事務局としてはやむを得ないと考えます。

なお、盛土の土は、昨年度に住宅用地として農地転用が許可された畑の土を使用します。

補足説明を五和地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（後藤 直） 4月12日、仲山委員、八木委員と現地を確認しました。行政書士の〇〇〇〇の立ち会いのもと行いました。住宅地であり、営農状況に支障はないと考えます。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（鈴木 聡） 静岡県盛土等の規制に関する条例による面積1,000㎡を超えているが良いのでしょうか。

○事務局（大塚主査） 静岡県盛土対策課に確認したところ、この案件は許可不要とのことです。

○事務局（石原主事） 平坦な場所で30cm未満の厚さで敷きならす行為は盛土には該当しないとのことです。

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、報告第3号 畑作転換の届出について1件につきましては、届出の提出どおり報告いたします。

○議長（山下 忍） それでは、報告第4号 農地転用の届出について、2件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第4号 農地転用の届出について）

○事務局（菌田係長） 次は13ページです。

報告第4号 農地転用の届出について

下記のとおり農地法第5条第1項ただし書きに該当する農地転用の届出があったので報告する。  
令和6年4月15日提出 島田市農業委員会会長 山下忍  
件数は、2件です。

○事務局（菌田係長） 14ページをご覧ください。

公共事業に伴う転用の届出2件について説明します。

1番案件と2番案件は関連がありますので、併せて説明いたします。

譲受人は、2件ともに島田市長 染谷絹代（都市基盤部建設課）、1番の譲渡人は大柳南の〇〇〇〇さん、2番は大柳南の〇〇〇〇さんです。

申請地は、1番が大柳南の田1筆、500㎡、2番が大柳南の畑1筆計162㎡です。

場所は初倉小学校から東北東へ訳630mに位置し、農地区分は、1番が農用地区域内農地（青地）であり、2番は用途地域内から500m以内にある農地であるため、農地区分は第2種農地です。

転用理由は、谷口中河線道路改良事業（大柳南工区）によるものです。

事業期間は令和7年10月から令和9年10月の予定です。

農地転用の届出につきましては以上となります。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、報告第4号 農地転用の届出について1件につきましては、届出の提出どおり報告いたします。

〔日程第3 議案〕

○議長（山下 忍） ここから、議案の審議となります。

議案第1号 農地法第3条（所有権の移転）について、7件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第1号 農地法第3条（所有権の移転）について）

○事務局（菌田係長） 15ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条（所有権の移転）について

下記のとおり所有権の移転の申請があったので、許可するものとする。

令和6年4月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、7件です。

担当から説明します。

○事務局（大塚主査） 16ページをご覧ください。

1番、2番案件は関連がありますので、併せて説明させていただきます。

1番案件、譲受人は、阪本の農業〇〇〇〇さん、耕作面積35,788㎡、耕作従事日数は本人300日、父250日、母250日です。

譲渡人は、横井の〇〇〇〇さんです。

申請地は阪本の農地2筆、面積は合計で1,194㎡、区分は売買です。

理由は、譲受人は、規模拡大を図りたく、譲渡人は高齢で耕作ができないため、申請に及んだものです。

場所は、島田大橋右岸側より南東に約800m付近に位置しています。

2番案件、譲受人は、同じく阪本の農業〇〇〇〇さんです。

譲渡人は、東町の〇〇〇〇さんです。

申請地は湯日、阪本の農地5筆、面積は合計で3,363㎡、区分は売買です。

理由は、譲受人は、規模拡大を図りたく、譲渡人は耕作ができないため、申請に及んだものです。

場所は、1筆目は蓬莱橋の左岸側より南西に約400m付近に、2筆目は蓬莱橋の左岸側より南西に約500m付近に、3、4筆目は島田大橋左岸側より南に約600m付近に、5筆目は蓬莱橋右岸側より南東に約500m付近に位置しています。

補足説明を初倉地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（今村 晴喜） 3月29日、塚本推進委員と現地を確認しました。1番案件、2番案件ともに荒廃茶園であり、再生して規模拡大を図るものであるため問題はないと思います。

○事務局（大塚主査）

3番案件、譲受人は、阪本の農業〇〇〇〇さん、耕作面積46,348㎡、耕作従事日数は本人300日、父300日、母300日です。

譲渡人は、東町の〇〇〇〇さんです。

申請地は阪本の農地1筆、面積は1,325㎡、区分は売買です。

理由は、譲受人は、規模拡大を図りたく、譲渡人は耕作ができないため、申請に及んだものです。

場所は、谷口橋右岸側より南東に560m付近に位置しています。

補足説明を初倉地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（今村 晴喜） こちらも、3月29日に現地を確認してきました。元々耕作されていた農地であり、現状のまま耕作可能と思われます。問題はありません。

○事務局（大塚主査）

4番案件、譲受人は、志戸呂の会社員兼農業〇〇〇〇さん、耕作面積11,773㎡、耕作従事日数は本人が180日、妻100日、母150日です。

譲渡人は、東京都目黒区の〇〇〇〇さんです。

申請地は志戸呂の農地2筆、面積は合計で1,249㎡、区分は売買です。

理由は、譲受人は、規模拡大を図りたく、譲渡人は遠方に住んでおり、耕作ができないため、申請に及んだものです。

場所は、金谷中学校より南西に350m付近に位置しています。

補足説明を五和地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（後藤 直） 4月6日、平井推進委員と譲受人の立会いの下、現地を確認しました。田は現在譲受人が借りて水稻を耕作していることから管理状態は良好です。田は引き続き水稻として耕作し、畑は野菜を耕作するとのことです。問題はないと思います。

○事務局（大塚主査）

5番案件、譲受人は、の中河の農業〇〇〇〇さん、耕作面積13,205㎡、耕作従事日数は本人250日、父250日、母250日、祖父200日、祖母200日です。

譲渡人は、中河の〇〇〇〇さんです。

申請地は中河の農地2筆、面積は合計で1,356㎡、区分は売買です。

理由は、譲受人は、規模拡大を図りたく、譲渡人は高齢となり、規模縮小したいため、申請に及んだものです。

場所は、特別養護老人ホームみどりの園より東に約400m付近に位置しています。

補足説明を初倉地区の委員の方からお願いいたします。



○委員（池ヶ谷 明生） 3月30日、岩本委員と石澤推進委員と譲受人及びその父との立会いの下、現地を確認しました。申請地は譲受人の田に囲まれていることから、譲受人が借りて耕作することが望ましいと考えます。問題はないと思います。

○事務局（大塚主査）

6番案件、譲受人は、伊久美の農業〇〇〇〇さん、耕作面積 2,388.91 m<sup>2</sup>、耕作従事日数は本人が150日、妻60日です。

譲渡人は、旗指の〇〇〇〇さんです。

申請地は身成の農地6筆、面積は合計で963 m<sup>2</sup>、区分は贈与です。

理由は、譲受人は、譲渡人の希望を受けたく、譲渡人は耕作ができないため、申請に及んだものです。

場所は、1筆目は鍋島町公会堂より南に約200m付近に、2筆目は鍋島町公会堂から北西に約100mに、3、4、5筆目は鍋島町公会堂から西に約70m付近に、6筆目は鍋島町公会堂より北西に約90m付近に位置しています。

補足説明を島田北部地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（柴田 忠志） 4月7日、柴田委員と譲受人及び譲渡人の立会いの下、現地を確認しました。申請地のうち4筆は成園及び3、4年生程度の茶樹であり、残り2筆は耕作不可能な荒廃農地であり、年2回の草刈りを譲受人に依頼しました。問題はないと思います。

○事務局（大塚主査）

7番案件、譲受人は、金谷南町の無職〇〇〇〇さん、耕作面積 927 m<sup>2</sup>、耕作従事日数は本人が200日、妻100日です。

譲渡人は、湯日の〇〇〇〇さんです。

申請地は金谷富士見町の農地4筆、面積は合計で447 m<sup>2</sup>、区分は売買です。

理由は、譲受人は、現在申請地を耕作しており、譲り受け、引き続き耕作管理していきたいと、譲渡人は譲受人の希望を受けたいため、申請に及んだものです。

場所は、旧金谷中学校跡地西側に位置しています。

補足説明を金谷地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（原田 勝司） 4月13日、3人の委員と譲受人の立会いの下、現地を確認しました。譲受人は申請地を数十年間借り受けて耕作し、適切に管理されていました。問題はないと思います。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第1号 農地法第3条（所有権の移転）、7件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この7件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第2号 転用許可後の事業計画変更について上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第2号 転用許可後の事業計画変更について）

○事務局（藺田係長） それでは、19ページをご覧ください。

議案第2号 転用許可後の事業計画変更について

下記のとおり事業計画の変更承認申請があったので、承認するものとする。

令和6年4月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は1件です。

20ページをご覧ください。

○事務局（藺田係長）

総会資料20ページ、現地調査資料は1ページから4ページをご覧ください。

当初計画人及び変更後計画人は向島町の建設業〇〇〇〇です。

申請地は、向島町の田1筆559㎡です。

当初計画及び変更後の計画は駐車場（一時転用）です。

場所は、島田第二小学校から南西へ約620mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、計画人は現在、本社の耐震性がないため、一昨年11月から新社屋の建築工事に着手していますが、本格的建築工事の進行に伴い建築業者の駐車台数が増え、従業員の駐車場が不足して営業に支障をきたしているため、一時的な従業員用駐車場を必要とし、令和5年6月15日に令和5年12月19日までの一時転用の許可をとりましたが、工事期間が延長しているため、当該地を現況のまま使用したく、申請に及びました。当初の一時転用期間を既に過ぎ、無断転用期間が生じていることから、始末書の提出があります。

計画としては、現状のまま駐車場19台を整備し、進入は南側の市道から、一時転用期間は当初は令和5年6月20日から令和5年12月19日までの計画でしたが、令和6年6月30日まで延長します。農地復旧後は使用貸人が普通畑として管理する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、隣接する農地はなく、一時転用期間を延長しても第3種農地の一時転用期間5年を超さないため、計画変更もやむを得ないと考えます。

補足説明はありません。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第2号 転用許可後の事業計画変更について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 議案第3号 農地法第4条について、2件を上程いたします。事務局の説明を

求めます。

(議案第3号 農地法第4条について)

○事務局(菌田係長) それでは、21ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第4条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和6年4月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、2件です。

○事務局(菌田係長)

1番案件、資料の22ページ、現地調査資料の5ページから8ページをご覧ください。

申請人は、大代の会社員〇〇〇〇さん。

申請地は、大代の畑、現況宅地及び畑の2筆263㎡で、転用目的は農家住宅拡張、他地目併用 全体面積620.66㎡、一部無断転用の是正になります。

場所は、大代簡易郵便局から北東へ約115mに位置し、第1種農地、第2種農地、第3種農地に該当しない農地であるため、第2種農地(その他)になります。

申請理由としては、申請者は現在申請地に隣接する自宅にて生活しておりますが、この度娘夫婦が転入してくることとなり、駐車場の確保の必要があります。また、申請地については、申請者が嫁いだ際には既に住宅兼農業用倉庫が建設されており、義父が建設したものの、農地法の手続きをとらずにいたようです。この度適正な手続きを行うべく、転用の申請となりました。

転用内容としては、既存の木造2階建1棟、住宅兼農業用倉庫1棟、農業用倉庫1棟に加え、新たに駐車場3台を整備します。進入は東側の市道から、排水は南側の側溝に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、周辺に農地は残りますが営農への影響は少なく、申請人の資金計画についても問題はなく、無断転用の是正でもあるため、許可するにやむを得ないと考えます。

なお、この案件に対し、始末書が提出されています。

補足説明を五和地区の委員の方からお願いいたします。

○委員(仲山 和彦) 4月12日、後藤委員と平井推進委員、行政書士の立会いの下、現地を確認しました。事務局の説明どおりであり、問題はないと思います。

○事務局(菌田係長)

2番案件、資料の22ページ、現地調査資料の9ページから12ページをご覧ください。

申請人は、元島田の無職〇〇〇〇さん。

申請地は、元島田の田1筆364㎡で、転用目的は長屋式住宅、他地目併用全体面積は376.36㎡になります。

場所は、元島田公園から東北東へ約455mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、申請人は営農が困難となった為、今般、長屋式住宅を建築し家賃収入を生活資金に充当したく申請に及びました。

計画内容は、建築面積179㎡の軽量鉄骨造2階建の長屋住宅1棟、6戸分、駐車場6台、11㎡の駐輪場を整備し、進入は南側市道から、排水は南側道路側溝へ排水する計画となっています。

許可基準に基づく検討状況としては、周辺に農地は残りますが営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を旧市・大津地区の委員の方からお願いいたします。

○委員(増本 努) 4月12日、鈴木委員と萩原推進委員、山田推進委員、申請者の立会いの下、現

地を確認しました。事務局の説明どおりであり、問題はないと思います。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。  
この議案第3号 農地法第4条について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 議案第4号 農地法第5条について、10件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第4号 農地法第5条について）

○事務局（菌田係長） それでは、23ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第5条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和6年4月15日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、10件です。

○事務局（菌田係長）

1番案件、資料の24ページ、現地調査資料の13ページから16ページをご覧ください。

譲受人は、御仮屋町の会社員〇〇〇〇さん、譲渡人は大津通の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は、旭二丁目の田、227㎡で、転用目的は自己住宅敷地です。

場所は、島田第5小学校から北北西へ約370mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用理由としては、譲受人は現在賃貸アパートに居住しており、手狭となってきたため、自己住宅敷地を探していたところ、適地を紹介され、一方、譲渡人は耕作が困難であり、土地の有効活用を図りたいと思っていたところ、双方話がまとまったため申請に及びました。

計画内容は、住宅敷地1区画を整備し、排水は南側水路へ排水する予定です。

許可基準に基づく検討状況としては、周辺に農地は残りますが営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を旧市・大津地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（増本 努） 萩原推進委員により現地を確認しました。譲渡人は申請地で家庭菜園を行っていたが高齢により耕作が困難となったとのこと。住宅に囲まれ、周辺に農地はないことから問題はないと思います。

○事務局（菌田係長）

2番案件、資料の24ページ、図面資料の17ページから20ページをご覧ください。

譲受人は幸町の不動産業〇〇〇〇、譲渡人は稲荷三丁目の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は稲荷三丁の田2筆：517㎡で、他地目併用全体面積763㎡、転用目的は分譲宅地です。

場所は、島田第一中学校から南東へ約590mに位置し用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は島田市界限において住宅地の販売を生業としておりますが、一般客層による住宅地購入の要望に応じるため、申請地を購入して宅地敷地として販売したく、申請に及びました。

計画としては、区画面積203～205㎡の分譲宅地3区画と新設道路116㎡を整備します。進入はA区画、B区画については南側の市道から、C区画については東側の市道から、排水は新設道路側溝を経由して東側水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地は残りますが、営農への影響は軽微であり、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を旧市・大津地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（鈴木 芳信） 4月5日、増本委員と萩原推進委員、山田推進委員にて現地を確認しました。わずかに農地は残るが、問題はないと思います。

○事務局（藺田係長）

3番案件、資料の24ページ、現地調査資料は21ページから24ページをご覧ください。

使用借人は大柳の発電事業者〇〇〇〇、使用貸人は大阪府高槻市の会社員〇〇〇〇さんです。

申請地は、大柳の田、現況：畑1筆579㎡のうち0.837㎡で、転用目的は、営農型太陽光発電施設（一時転用）です。転用面積は営農型太陽光発電施設の支柱分の面積となります。平成30年5月1日に初回の一時転用許可を受け、その後令和3年4月15日に1回目の更新を受け、今回2回目の更新申請となり、3年間の一時転用としての申請です。

場所は、初倉地域総合センター「くらら」から北東に約550m、認定こども園から北東に約170mの場所に位置し、農地区分は、用途地域内から500m以内にある農地であるため、農地区分は第2種農地になります。

土地所有者とは3条の使用貸借権、区分地上権が設定されております（初回申請時に21年間）。申請理由です。設置者である使用借人は太陽光発電施設を設置し、農業と発電事業を両立させることで安定した農業経営ができると判断したため、申請に至っています。

計画は、申請地の579㎡の内、一時転用面積は支柱等の0.837㎡です。施設下部農地面積は224.25㎡、遮光率77.47%で、施設下部の作物は榊でポット栽培です。なお、太陽光発電施設の内容は資料備考欄のとおりです。

1年目作付け、2・3年目は施肥と刈り込みを行い、4年目から収穫可能としていますが、現在、75cmの高さまで成長がみられますが、カイガラムシとすす病の発生により、生育状態は不良です。対策として農薬散布と一部植え替えを実施しています。なお、榊の栽培については、〇〇〇〇から知見を有するものの意見書が提出されています。

営農状況については毎年確認の報告が義務付けられています。

許可基準に基づく検討状況は、撤去費について確保されており、営農状況を経過観察し、今回の申請については3年間の一時転用許可をするにやむを得ないと考えます。

補足説明を初倉地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（今村 晴喜） 3月29日、塚本推進委員と現地を確認しました。転圧してある土地であるためポット栽培をしているとのこと。しかし、イチジクを植栽した場合は生育がよかったため、転換する可能性もあります。周囲への影響はないため、問題はないと思います。

○事務局（藺田係長）

4番案件、総会資料25ページ、現地調査資料は25ページから28ページをご覧ください。

譲受人は向島町の土木建築工事業・宅地建物取引業〇〇〇〇、譲渡人は落合の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は、落合の田2筆：660㎡で、転用目的は住宅用地(特定建築条件付売買予定地)です。申請地は転用許可済地ですが、当時の申請者が死亡している為、計画変更承認は不要となり、新たな転用申請のみとなります。

場所は大津小学校から南南東へ約255mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は島田市内において、主に土木建築工事業・宅地建物取引業を営んでおり、市内の住宅用地の需要が多く、適地を探していたところ、この度譲渡人と売買の合意ができたため申請に及びました。

計画としては、区画面積265～305㎡の住宅用地(特定建築条件付売買予定地)2区画と進入路90㎡を整備し、進入は北側の市道から、排水は北側の道路側溝へ排水する計画です。全ての用地販売完了予定は令和11年4月、建売住宅の建設完了予定は令和11年8月を予定しています。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地は残りますが営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を旧市・大津地区の委員の方からお願いいたします。

○委員(増本 努) 4月5日、鈴木委員と萩原推進委員、山田推進委員と現地を確認しました。排水及び接道においても問題はないと思います。

○事務局(藺田係長)

5番案件、資料の25ページ、現地調査資料は29ページから32ページをご覧ください。

譲受人は東京都の建設業〇〇〇〇、譲渡人は藤枝市の会社員〇〇〇〇さん、落合の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は落合の田、現況畑2筆：407㎡で、転用目的は建売住宅です。

場所は、大津小学校から南東へ約220mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は静岡支店にて、県内中部地域の建売事業を営んでおり、適地を探していたところ不動産業者から申請地を受け、当地に建売住宅を整備したいと考え、申請に及びました。

計画としては、建築面積52～53㎡の木造2階建て住宅2棟を整備します。進入は西側の市道から、排水は西側の道路側溝へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地はありますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を旧市・大津地区の委員の方からお願いいたします。

○委員(増本 努) 4月5日、鈴木委員と萩原推進委員、山田推進委員と現地を確認しました。南側に農地がありますが、日照等の影響はないため、問題はないと思います。

○議長(山下 忍) 5番案件まで説明が終わりました。ここまでに、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員(森 孝雄) 3番案件について、私も現地を確認しましたが、通常は土を起こして畝を立てて植栽をしますが、ポットがただ置いてあるだけでした。更新申請ではありますが、このままでは3年後も同じような状況となってしまいます。

○議長（山下 忍） 3番案件について、森委員がおっしゃったとおりであり、しっかりとした3年間の営農計画を提出させるべきだと思います。

○委員（鈴木 聡） 3番案件について、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」が施行されましたので、適切にガイドラインを履行してほしいです。

○委員（増本 努） 3番案件について、私も現地を見させていただきましたが、ポットでの栽培は無理だと思います。農業委員から指導が必要となればやぶさかではありません。

○委員（守谷 能精） 3番案件について、営農型太陽光について簡単に思われている部分があると思います。私の担当地区においても、今後更新の案件が提出されることから、適切な対応をしていきたいと思っています。

○事務局（山本事務局長） 営農型太陽光発電事業に係る農地転用について、ガイドラインに沿った指導していきます。3番案件については、3月末に受け付けているものの、提出された営農計画では詳細が分からないため、もっと詳細な営農計画を提出していただくことを検討していきます。

○委員（柴野 佳代子） 営農型太陽光事業に係る農地転用について、今後も多くの案件が出てくると思いますが、その時はガイドラインが適用されますか。

○事務局（藪田係長） 施行後に申請があったものについては、ガイドラインの適用となります。

○事務局（藪田係長）

6番案件、資料の26ページ、現地調査資料は33ページから36ページをご覧ください。

譲受人は大阪市の不動産業〇〇〇〇、譲渡人は岸町の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は、岸町の田2筆：324㎡で、転用目的は住宅用地（特定建築条件付売買予定地）です。

場所は、岸スポーツ広場から北東へ約390mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用理由としては、譲受人は不動産業を営んでおり、この度申請地を建築条件付の分譲地として開発を計画し、所有者から同意を得ることができたため、申請に及びました。

計画としては、区画面積162㎡の住宅用地（特定建築条件付売買予定地）2区画を整備し、進入は西側の市道から、排水は西側の道路側溝へ排水する計画です。全ての用地販売完了予定は令和7年6月、建売住宅の建設完了予定は令和7年11月を予定しています。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地は残りますが営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を六合地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（成岡 義人） 4月10日、森委員と櫻井委員、増田推進委員と現地を確認しました。周辺農地への影響はなく、近隣住民への説明も済んでいることであるため、問題はないと思います。

○事務局（藪田係長）

7番案件、資料の26ページ、現地調査資料の37ページから40ページをご覧ください。

譲受人は道悦五丁目の不動産業〇〇〇〇、譲渡人は伊太の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は、中溝町の田3筆：2,166㎡で、他地目併用全体面積2,330.70㎡、転用目的は分譲宅地です。

事業面積が1,000㎡以上であるため、土地利用事業承認案件になりますが、令和6年2月26日に承認がおりています。

場所は、島田消防署から南西へ約230mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は不動産販売業を営んでおり、譲渡人より申請地を売却したいという相談があり、申請地は住環境に優れており住宅敷地として需要が見込まれる為、当地を住宅用地として販売したく、申請に及びました。

計画としては、区画面積各166㎡の分譲宅地10区画と公衆用道路676㎡を整備します。進入は南側の新設道路から、排水は下水道へ繋いで排水する計画です。盛土量は370㎡、盛土面積は383㎡となり、静岡県盛土条例は許可不要です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に残る農地はなく、譲受人の資金計画についても問題はなく、土地利用承認も下りている為、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を旧市・大津地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（鈴木 芳信） 4月5日、増本委員と萩原推進委員、山田推進委員と現地を確認しました。南北を水路に挟まれています、排水は下水道ということで影響はなく、問題はないと思います。

○事務局（菌田係長）

8番案件、資料の26ページ、現地調査資料の41ページから44ページをご覧ください。

譲受人は野田の会社役員〇〇〇〇さん、譲渡人は野田の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は、野田の畑1筆：292㎡、転用目的は資材置場、無断転用の是正となります。

場所は、野田公会堂から西へ約155mに位置し、用途地域内から500m以内にある農地であるため、農地区分は第2種農地になります。

申請理由としては、譲受人は現在、島田市野田地内で解体業を営んでいますが、解体で発生する木材、金物、プラスチック類や重機を一時保管する場所として利用する土地を探していたところ、事業所に近い申請地を、排水不良の為営農を断念したという理由で譲ってもらえることになったため、申請に及びました。また、畑であった土地を所定の手続きを得ずに資材置場として利用してしまっていたため、この度適正な手続きをするべく、申請に及びました。

転用内容としては、コンテナ3基、鉄骨置場、重機置場となっています。譲受人個人が申請地を取得し、譲受人が経営する会社に貸し付ける計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地は残りますが、営農への影響は軽微であり、譲受人の資金計画についても問題はなく、無断転用の是正でもあり、許可するにやむを得ないと考えます。

なお、この案件に対し、始末書が提出されています。

補足説明を旧市・大津地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（増本 努） 申請地は水はけが悪く、畑や田にも向きません。南側に譲渡人の畑がありますが影響はなく、問題はないと思います。

○事務局（菌田係長）

9番案件、資料の26ページ及び27ページ、現地調査資料の45ページから48ページをご覧ください。

譲受人は榛原郡吉田町の宅地建物取引業・土木建築工事業〇〇〇〇、譲渡人は兵庫県の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は船木の田、現況畑2筆：315㎡で、他地目併用全体面積628.48㎡、転用目的は建売住宅です。

場所は、初倉南小学校から南西へ約450mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は吉田町にて、主に宅地建物取引業を営んでおり、建売住宅の需要が多い初倉地内で適地を探していたところ、このたび譲渡人と売買の合意ができたため、申請に及びまし



た。

計画としては、建築面積66～70㎡の木造2階建て住宅2棟、車庫2棟、駐車場各2～3台を整備します。進入は東側の市道から、排水は西側の道路側溝へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に残る農地はありますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を初倉地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（池ヶ谷 明生） 3月30日、岩本委員と石澤推進委員と現地を確認しました。空き家となっている住宅敷地内の畑であります。問題はないと思います。

○事務局（菌田係長）

10番案件、資料の27ページ、現地調査資料の49ページから52ページをご覧ください。

譲受人は、向谷一丁目の無職〇〇〇〇さん、譲渡人は金谷根岸町のパート〇〇〇〇さんです。

申請地は向谷一丁目の田、現況畑1筆48㎡、実測面積217.22㎡、転用目的は資材置場になります。

場所は、国道1号バイパス向谷 IC から西へ約130mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人の隣に住む次男は現在、防水業を営んでおり、現在の資材置場は島田駅の近くに借りているが、自宅近くに資材置場を探していたところ、兄所有の田があり、そちらを譲り受けて資材置場及び倉庫とし、次男に使用貸借したく申請に及びました。

計画としては、55㎡の倉庫1棟と駐車場2台を整備し、雨水は自然浸透、表流水は北側及び南側の道路側溝へ排水する予定です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に周辺に残る農地はなく譲受人の資金計画についても問題はない為、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を旧市・大津地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（鈴木 芳信） 周辺に農地はないため、問題はないと思います。

○議長（山下 忍） 6番案件から10番案件までの説明が終わりました。1番案件から通してご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（鈴木 聡） 10番案件について、登記簿面積と大きな差がありますが、どのようなことでしょうか。

○事務局（菌田係長） 測量の成果によるものであり、隣接土地所有者との境界確認も行っております。

○議長（山下 忍） 採決いたします。

この議案第4号 農地法第5条についての10件は、申請書の提出のとおり許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって議案第4号の10件につきましては、申請書の提出のとおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） それでは、次に議案第5号 非農地証明願について上程いたします。事務局の

説明を求めます。

(議案第5号 非農地証明願について)

○事務局(菌田係長) 28ページをご覧ください。

議案第5号 非農地証明願について

下記のとおり非農地証明願が提出されたので、これを証明するものとする。

令和6年4月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

担当から説明します。

○事務局(大塚主査)

資料の29ページ及び現地調査会資料(非農地証明)を併せてご覧ください。

1番案件、申請者は船木の被相続人〇〇〇〇、相続人代表〇〇〇〇さんです。

申請地は、大柳南の農地1筆136㎡。用途は宅地です。

事由は亡父が住宅への進入路として使用して現在に至っています。また申請者が物心つく頃には、住宅への進入路として使用していたため、宅地だと思っていたとこのことです。

申請地は、初倉中学校より北に約400m付近に位置しています。

本申請に伴い、10年以上農地でないことの第3者からの証明があります。すでに住宅への進入路となっており、農地としての復元が困難であるため、非農地とする条件に該当することから、やむを得ないと考えるものです。

補足説明を初倉地区の委員の方からお願いいたします。

○委員(池ヶ谷 明生) 3月30日、石澤推進委員と申請人立会いの下現地を確認しました。住宅敷地の一部であり、進入路と使用しています。問題はないと思います。

○議長(山下 忍) 説明が終わりました。本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員 (質疑なし)

○議長(山下 忍) ご質問もないようでございますので採決いたします。

議案第5号 非農地証明願について、証明することにご異議ございませんか。

○出席委員 (異議なし)

○議長(山下 忍) 全員の賛成をいただきました。よって、この件につきましては、提出どおり証明することにいたします。

○議長(山下 忍) 議案第6号 農用地利用集積計画、20件について、事務局の説明を求めます。

(議案第6号 農用地利用集積計画について)

○事務局(菌田係長) それでは、30ページをご覧ください。

議案第6号 農用地利用集積計画について

農用地利用集積計画(第1号)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の依頼があったので、これを決定するものとする。

令和6年4月15日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

担当から説明します。

○事務局（石原主事） 農用地利用集積計画（利用権設定）の説明をします。

所有権移転3件、利用権設定17件：合計20件の案件になります。

それでは、31ページをご覧ください。

1番案件です。これは、切山地区の基盤整備事業に伴う所有権移転になります。対象地は、切山の畑2筆、合計面積470㎡です。

譲受人は、切山の農事組合法人〇〇〇〇で、譲渡人は切山の〇〇〇〇さんです。

利用目的は茶です。

申請地は青地で、譲受人は認定農業者で隣接農地を耕作しており、今後の適正な管理も見込まれることから、所有権移転について問題ないと思います。

2番案件です。

所有権移転をする農地は、湯日の畑2筆、合計面積1,392㎡です。

譲受人は、牧之原の〇〇〇〇さんで、譲渡人は湯日の〇〇〇〇さんです。

利用目的は茶です。

こちらは柴野委員と石澤委員に調整委員として立会いをしていただきました。

申請地は青地で、譲受人は認定農業者で隣接農地を所有及び耕作しており、今後の適正な管理も見込まれることから、所有権移転について問題ないと思います。

3番案件です。所有権移転をする農地は、阪本の畑2筆、合計面積は1,953㎡です。

譲受人は、阪本の〇〇〇〇さん、譲渡人は阪本の〇〇〇〇さんです。

利用目的は茶です。

こちらは今村委員と塚本委員に調整委員として立会いをしていただきました。

申請地は青地で、譲受人は認定農業者で周辺農地を所有及び耕作しており、今後の適正な管理も見込まれることから、所有権移転について問題ないと思います。

続いて、利用権設定について説明します。

農用地利用集積計画(利用権の設定)について設定期間ごとに、面積、設定する利用権の種類等の説明をします。いずれも令和6年5月1日貸借開始となります。

32ページをご覧ください。

設定期間2年間です。

1件、1筆で面積は1,743㎡の内、1,200㎡です。

権利の種類は、使用借権で再設定です。

33ページをご覧ください。

設定期間3年間です。

1件、2筆で面積は合計3,926㎡です。

権利の種類は、使用借権で再設定です。

34ページをご覧ください。

設定期間5年間です。

1件、6筆で面積は合計1,791㎡です。

権利の種類は、使用借権で再設定です。

35ページをご覧ください。

設定期間 10 年間です。

3 件、5 筆で面積は合計 5,641 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は、全て使用借権で、新規設定が 2 件、再設定が 1 件です。

36 ページをご覧ください。

続いては、農地中間管理事業の一括方式を利用した転貸の案件です。

設定期間 4 年間です。

1 件、1 筆で面積は 950 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は、使用借権で新規設定です。

37 ページをご覧ください。

設定期間 5 年間です。

4 件、5 筆で面積は合計 6,309 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は全て賃借権で新規設定です。

38 ページから 41 ページをご覧ください。

設定期間 10 年間です。

6 件、29 筆で面積は合計 18,571.5 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は、使用借権が 5 件で賃借権が 1 件、全て新規設定です。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

議案第 6 号 農用地利用集積計画についての 20 件について、決定することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 関係委員を除く委員全員の賛成をいただきました。よって、この 20 件につきましては、計画書の提出のとおり決定することに致します。

○議長（山下 忍） それでは、次に議案第 7 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第 7 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について）

○事務局（藺田係長） 42 ページをご覧ください。

議案第 7 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について

別紙のとおり、決定するものとする。

令和 6 年 4 月 15 日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

○事務局（藺田係長） 43 ページをご覧ください。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規程による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、法律第 37 条及び同法施行規則第 15 条の規定により、毎

年、事業の計画を立てて、これを基に事業を実施するとともに、翌年度にはその事業活動を点検・評価し、その状況を毎年公表しなければならないとされています。

令和6年度最適化活動の目標の設定等について、現状の課題及び目標について説明します。令和5年度の報告については6月に説明します。

まず、令和6年4月1日現在の農業委員会の状況を記載してあります。

ページ変わります。

最適化活動の成果目標「(1) 農地の集積」についてですが、現状は、「耕地及び作付面積統計」と「担い手等への農地利用集積状況調査」による数値であります。次に目標ですが、県の農地の集積の目標年度が令和12年度、集積率が80%とされているため、その値を記載しています。

目標年度までの目標集積面積の残りが1,145haであり、年間164haを集積すれば残り7年間で目標達成となる数値を記載してあります。

(2) 遊休農地の解消ですが、農地パトロールで把握している遊休農地の値を記載しております。緑区分の遊休農地の解消の目標ですが、令和5年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積が11haでありその5分の1の面積の記載となっているため2haとなります。

黄区分の遊休農地の解消ですが、目標値はありませんので解消の方法のみとなります。

また、前年度新規発生緑区分の遊休農地の解消目標は、新たに発生した約0.5haの半分の0.25haとしました。

(3) 新規参入の促進ですが、令和5年度はありませんでした。

目標は過去3年間の権利移転面積（3条、利用権の設定等基盤法による権利移転）の面積の平均の1割を記載することとすることで7.2haとなります。

2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数ですが、現地調査、総会プラス3日で5日としました。

(2) 強化月間は農地パトロールの7月から9月の3カ月としました。

(3) 新規参入相談会への参加目標は、新規参入の説明会等があればそれに参加するという方法で1日としました。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

議案第7号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、決定することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この件につきましては、提出のとおり決定することに致します。

○議長（山下 忍） 以上をもちまして本日の案件は終了いたしました。これをもちまして、総会を閉会いたします。